

東京都基準地価格を公表しています

東京都財務局では毎年1回、7月1日を基準日として基準地の土地の価格を調査し、結果を公表しています。次の窓口で閲覧できます。新宿区ホームページでは、過去3年分の区内の基準地価格を閲覧いただけます。

10月は土地月間

「存続」ですか「土地の公的な価格」

土地取引の目安となる土地の公的な価格には、基準地価格のほか次のものがあります。

▼地価公示：国が毎年、1月1日を基準

日として公表します。東京都基準地価格と同じ窓口で閲覧できます。新宿区ホームページでは、過去3年分の区内の公示価格を閲覧いただけます。

▼相続税路線価：相続税・贈与税を課税するための価格です。土地の所在地を管轄する税務署で閲覧・相談できます。国税庁のホームページ(<http://www.rosenka.nta.go.jp/>)で、過去3年分の全国の相続税路線価を閲覧いただけます。

▼固定資産税路線価：固定資産税を課税するための価格です。土地の所在地を管轄する都税務所で閲覧・相談できます。東京都主税局のホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/map/>)で、基準年度分の23区内の固定資産税路線価を閲覧いただけます。

【問合せ】地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3593へ。

10月15日～21日は全国一斉の違反建築防止週間

一斉公開建築パトロールを実施します

安全で安心して住むことのできるまちづくりのため、建築のルールを守り、正しい建築工事を行ってください。

【実施日】10月21日(火)

【対象】現在工事中の建築物

【内容】違反建築の有無について建築現場の実地調査と改善指導
【問合せ】建築指導課監察調査担当(本庁舎8階) ☎(5273)3735へ。

申請はお済みですか

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

対象となる方には、申請書を郵送しました。まだ申請していない方は、お早めに申請してください。

申請の期限は**12月17日(必着)**です

申請手続きなどのお問い合わせは
新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター

☎0120(78)9292(無料)

【開設期間】12月17日(水)まで(土・日曜日、祝日等は休み)

【受付時間】午前9時～午後5時(火曜日は午後7時まで)

コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内しています。

「実際に給付金の対象になるか」など個別の内容は、下記の臨時福祉給付金等対策室にお問い合わせください。

また、特別出張所では、申請書の提出等を臨時福祉給付金等対策室に取り次いでいます。

【給付金事業の担当】新宿区臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階) ☎(5273)4351・☎(5273)4366



VOL.61

バックナンバーは、新宿区ホームページや新宿清掃事務所でご覧いただけます。

10月6日(月)から一部の地域でモデル実施 27年4月から区内全域で本格実施

びん・缶・ペットボトル等の資源も集積所(ごみを出す場所)で回収します

びん・缶・ペットボトル等の資源回収を、拠点回収(約3,600か所)から集積所での回収(約1万9,600か所)に変更することで、ごみの減量と資源化率の向上を目指します。

変更後は、古紙と容器包装プラスチックの回収日に、びん・缶・ペットボトル・スプレー缶・カセットボンベ・乾電池も回収し、区民の皆さんの利便性を高めます。10月6日(月)から一部の地域でモデル実施し、27年4月からは区内全域で実施します。

【ごみ・資源の問合せ】▶新宿清掃事務所作業係(下落合2-1-1) ☎(3950)2923・☎(3950)2932、▶新宿東清掃センター(三栄町25) ☎(3353)9471・☎(3353)9505、▶歌舞伎町清掃センター(歌舞伎町2-42-7) ☎(3200)5339・☎(5272)3494へ。

10月からモデル実施する地域

★回収曜日は次のようになります。

【回収曜日・実施地域】

月曜日(10月6日から)

▶北新宿2～4丁目、▶西新宿5丁目

火曜日(10月7日から)

▶北新宿1丁目、▶西新宿7～8丁目

水曜日(10月8日から)

▶新宿5丁目1～16番、▶新宿6～7丁目

木曜日(10月9日から)

▶大久保2～3丁目、▶高田馬場1～2丁目、▶西新宿2～4丁目

金曜日(10月10日から)

▶百人町3～4丁目、▶高田馬場3～4丁目、▶新宿4丁目、▶百人町1丁目

土曜日(10月11日から)

▶百人町2丁目、▶大久保1丁目、▶西新宿6丁目

★変更後は、コンテナやネットでの拠点回収は終了します。「びん」「缶」「ペットボトル」「スプレー缶・カセットボンベ・乾電池」は、種類ごとに中身の見えるポリ袋に入れて、古紙・容器包装プラスチックの回収日に資源・ごみ集積所にお出しく下さい。

★コンテナやネットをお預けしている集合住宅では、変更後もこれまでどおりコンテナ等で資源をお出しく下さい。

★必ず午前8時までに全ての資源・ごみをお出しく下さい。

資源の集団回収にご参加を

集団回収は、区民の皆さんが10世帯以上集まり、回収場所・日時を決めて、家庭から出る資源(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古布・缶・びんなど)を回収し、直接業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。大量の資源を効率よく、経費を掛けずに回収することができます。

区内では現在、町会・自治会、マンション管理組合など約470の団体が活動しています。集団回収は、事前に区への登録が必要です。申請方法等詳しくは、新宿清掃事務所にお問い合わせください。

【問合せ】新宿清掃事務所事業係(下落合2-1-1) ☎(3950)2962・☎(3950)2932へ。

●集団回収を始めるには

▶地域の10世帯以上の団体(町会・自治会、マンション管理組合、PTAなど)を結成する。

▶団体名・代表者・回収品目・回収場所・回収業者を決めて、区に登録申請書等を提出し、団体

登録する。

★初回の集団回収の際に、回収業者と区が立ち会い、状況を確認します。

●集団回収を実施すると

▶団体の活動経費として年2回、回収量1kgにつき6円の報奨金を支給するほか、回収場所を表示する標識旗、軍手・エプロン・ほうきなどの物品、台車(台数限定)等を支給します(写真下)。

▶リサイクルへの意識が高まり、家庭から出るごみを減らせます。

▶「持ち去り禁止シート」等を活用し、資源が団体の所有物であることを明確にできるため、資源の持ち去り防止に効果があります。

▶地域のコミュニケーションが深まります。



新宿エコ自慢ポイントにご参加を

新宿エコ自慢ポイントは、環境に配慮した行動をポイントに換算してカードに登録する仕組みです。貯まったポイントを確認することで、毎日の行動の積み重ねを実感することができます。また、ポイントの到達度によって環境に優しい景品(エコスポンジ/10ポイントで交換。写真左)等と交換できます。

●ポイントの対象となる行動例

- ①買い物の際にレジ袋を辞退すると1枚につき1ポイント(レシート等で確認)
- ②環境学習情報センターやリサイクル活動センターで環境がテーマの講座を受講すると1講座につき1ポイント
- ③前年同月に比べて電気使用量を削減すると1kWhにつき1ポイント(「電気ご使用量のお知らせ」で確認)



※ご自分のポイントは、ポイント登録時、区の環境イベント、ホームページ(<http://jcsns.receptorinc.com/shinjuku/index.php>)で確認できます。

●新宿エコ自慢ポイントに登録するには
▶新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374

▶西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5) ☎(5272)5374

▶環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277

▶ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係で随時受け付けています。ポイントの対象となる行動が分かるレシートなどをお持ちください。

【問合せ】ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318・☎(5273)4070へ。

